

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和6年9月5日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	坂本 奈央子 君
副委員長	田村 幸子 君
委員	酒井 正輝 君
〃	鈴木 宏治 君
〃	林 田 美代子 君
〃	村上 寿之 君
〃	大貫 千尋 君

欠席委員

なし

出席説明員

教育部長	松本 浩行 君
笠間公民館長	横田 繁稔 君
笠間公民館副館長	綱川 典昭 君
笠間公民館主査	村田 要 君
友部公民館長	鈴木 行男 君
岩間公民館長	小松崎 慎治 君
笠間図書館長	小谷 佐智子 君
笠間図書館長補佐	高野 有紀 君
笠間図書館主査	矢作 幸江 君
友部図書館長	加藤 忠 君
友部図書館主査	関 真実子 君
岩間図書館長	菅谷 勉 君
岩間図書館主査	臼井 里恵 君
学務課長	仁平 秀明 君
学務課長補佐	河原井 浩典 君
学務課G長	久保 美智代 君
学務課G長	中山 孝司 君
学務課G長	塩幡 英伸 君

指 導 室 長	持 丸 正 美 君
おいしい給食推進室長	石 井 謙 君
おいしい給食推進室主査	川 嶋 進 君
おいしい給食推進室主査	高 松 慎 一 君
生涯学習課 長	山 本 哲 也 君
生涯学習課 長 補佐	豊 田 修 司 君
生涯学習課 主査	竹 江 美佐夫 君
文化振興室 長	柴 田 裕 実 君
市立病院事務局 長	木 村 成 治 君
経営管理課 長	斎 藤 直 樹 君
経営管理課 主査	橋 本 太 郎 君
保健福祉部 長	堀 内 信 彦 君
社会福祉課 長	瀬 谷 昌 巳 君
社会福祉課 長 補佐	高 松 繁 樹 君
社会福祉課 G 長	角 田 康 博 君
社会福祉課 G 長	川野邊 祐 子 君
社会福祉課 G 長	伊勢山 知 孝 君
高齢福祉課 長	金 木 和 子 君
高齢福祉課 長 補佐	伊 藤 浩 君
高齢福祉課 G 長	前 野 勉 君
高齢福祉課 G 長	金久保 純 子 君
地域包括支援センター 長	久保田 真智子 君
地域包括支援センター 長 補佐	増 渕 由美子 君
地域包括支援センター 主査	浅 川 啓 子 君
保険年金課 長	町 田 健 一 君
保険年金課 長 補佐	豊 田 信 雄 君
保険年金課 G 長	大 貫 徹 君
保険年金課 G 長	長谷川 修 君
保険年金課 G 長	千 葉 裕 子 君
健康医療政策課 長	小松崎 守 君
健康医療政策課 長 補佐	青 木 美穂子 君
健康医療政策課 G 長	浦 井 義 朗 君
こども部 長	深 澤 充 君
こども政策課 長	根 本 由 美 君
こども政策課 長 補佐	岡 部 隆 君

統括支援員	糸屋明子君
こども政策課G長	柴山恵君
こども政策課G長	石塚わかば君
こども福祉課長	宮本隆君
こども福祉課長補佐	後藤尚美君
こども福祉課G長	安齋由香君
こども福祉課G長	佐山明君

出席議会事務局職員

係	長	神長利久
係	長	上馬健介

議 事 日 程

令和6年9月5日（木曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

- ・議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第59号 工事請負契約の締結について（北川根小学校）
- ・議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第65号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- ・請願第6－1号 脳脊髄液減少漏出症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願
- ・請願第6－2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

（2）その他

午前10時00分開会

○坂本委員長 教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に出席くださいますようお願いいたします。

ただいまの出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より神長係長、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いします。

○坂本委員長 では、これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査です。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

初めに、教育委員会公民館が所管いたします議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間公民館長横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 笠間公民館の横田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、公民館所管分につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書46ページ、2段目を御覧ください。

歳出予算になります。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、補正額は1,034万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10節需用費、修繕料35万7,000円の増につきましては、友部公民館におきまして、故障したプロジェクター修繕のほか、施設や備品の緊急的な不具合に対応するための費用でございます。

続きまして、14節工事請負費、施設整備工事費998万8,000円の増につきましては、同じく友部公民館の非常用自家発電装置が老朽化により、火災発生時に消火する際、屋内消火設備が消防法に規定する30分以上の使用が不可能なため、早急な改修を必要とすることから、装置を更新するための工事費用でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 01 分休憩

午前 10 時 02 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、図書館が所管いたします議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間図書館長小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 笠間図書館の小谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、図書館所管分につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書16ページの下から2段目を御覧願います。

18款1項寄附金、3目教育費寄附金、3節社会教育費寄附金100万円は、岩間図書館の図書購入のためにということで、岩間地区出身で水戸市在住の方からの寄附金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書46ページの下から3段目を御覧願います。

9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、補正額は1,774万3,000円の増額でございます。内訳といたしまして、11節役務費7,000円の増は、図書館システム運用のためのフレッツ光使用におけるネットワークセキュリティー利用料の10月1日からの価格改定に伴う増額分でございます。

次に、14節工事請負費1,673万6,000円の増は、友部図書館におきまして、来館者が利用する開架スペースの照明をLEDに改修し消費電力の軽減を図るとともに、来館者に快適な照明環境を提供するための工事費用でございます。財源には、地方債1,500万円を充てております。

17節備品購入費100万円の増は、歳入で御説明いたしました寄附金を財源とし、岩間図

書館図書購入費として補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

○村上寿之委員 工事請負費の件で質問します。

先ほど、友部図書館でLEDをつけるというお話したんですけれども、これは、ほかの図書館ではこのようにLEDとか、何ていうの、そういうふうに工事はしていないの。友部図書館だけが結局そういうふうにLEDになっていないの。そののところ、ちょっとお聞きします。

○坂本委員長 小谷館長。

○小谷笠間図書館長 笠間図書館はLEDになっております。岩間図書館も。

○菅谷岩間図書館長 岩間図書館もLEDになっております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 分かりました。そのために、友部図書館だけということなんですね。

○小谷笠間図書館長 はい。

○坂本委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時06分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、学務課が所管いたします議案第59号 工事請負契約の締結についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 学務課の仁平です。

私から、議案第59号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

まず、契約の目的ですが、北川根小学校改修工事でございます。

主な工事内容ですが、瓦屋根からガルバリウム鋼板への全面ふき替えや外壁のクラック補修と全面塗装のほか、全教室照明のLED化、太陽光発電設備の新設、プールの解体工事を行うものでございます。授業と並行した施工となるため、工期を1年6か月見込み、令和8年3月の竣工を予定しております。

次に、契約の方法ですが、条件付一般競争入札を8月2日に行いまして、8月21日に仮契約を締結したところでございます。

次に、契約の金額ですが、5億380万円、うち消費税が4,580万円でございます。

契約の相手方は、水戸市けやき台2丁目13番地の2、コスモ綜合建設株式会社代表取締役池田大輔でございます。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 この工事の国県の補助金と、その内訳を教えてください。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 国県の補助金の内訳でございますが、こちら各事業ごとに補助金額が変わっております。三つほどございまして、まず、校舎の予防改修事業につきましては3分の1でございます。次に、太陽光発電の導入事業につきましては2分の1でございます。それから、大規模改造のLED照明機器、こちらにつきましては3分の1の補助率となっております。

以上です。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 そうすると、一般会計からの持ち出しというのは幾らなの。合計幾らなの。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 今回の工事費が5億754万円でございますので。

○大貫千尋委員 いいよ、細かい数字は。

○仁平学務課長 失礼いたしました。

予防改修工事費の国の補助金が6,666万円、太陽光発電システムの国の補助金が1,150万

8,000円、LEDの部分が補助金で8,693万円となっております。

○坂本委員長 今回の質問は、市の負担額を聞かれているんですが。

○大貫千尋委員 市の一般会計の分。

○坂本委員長 そうですね。国の補助金はその額で、市の負担額は幾らになるかをお願いします。

暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○坂本委員長 休憩を解き会議を開きます。

仁平課長。

○仁平学務課長 失礼いたしました。

市の持ち出し額は、約1億円でございます。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○坂本委員長 では、休憩を解き会議を再開します。

仁平課長お願いします。

○仁平学務課長 財源の構成でございますが、地方債のほうが約3億円、その他特財としてまして5,000万円、そのほか一般財源として約1億円を見込んでいるとなっております。

以上です。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 起債額に対しての、起債というのは借りることなんだけれども、返さなくていいのか、交付税か何かで戻ってくるのか。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 約70%ぐらい戻ってくる予定でございます。

○大貫千尋委員 30%。そうすると、返す分まで入れて幾らになるんだ。

○坂本委員長 いいですか、仁平課長。

○仁平学務課長 約1億9,000万円になります。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 なぜその質問をしたかという、私は20年も前から汚い校舎を防水と塗装だけやりなさいよという話をしているわけです、ずっと前から。それで、ずっとやらないうでいて、結局防水もやっていない、塗装もやっていない。外壁にクラックが入ります。クラックから雨水が入ります。中の鉄筋がおかしくなります。おかげさまで、放っておい

たおかげで屋根は全部交換です。そういう、教育委員会そのものもいい悪いじゃなくて、市の全体の建物のメンテをどうするか。自分のうちだったならば、お父さん、この間の雨で雨漏りがしているよ。あそこの雨どいが駄目だよ。雨どい放っておくと抜き天から何か腐ってくるわけ。その財産管理を誰がやっているのかな、当市では。公共財産の財産管理を誰がやっているんですか。松本部長、お答えをお願いします。

○坂本委員長 教育部長。

○松本教育部長 施設管理者である笠間市、その笠間市のそれぞれの担当課で担当しております。

○大貫千尋委員 だからそれが、その機能が果たされているとは私は思わないんだよ。だから、その辺をきちんとしてくれないと、自分のうちと同じように、笠間市の公共の建物とかそういうものを考えてもらうようにしないと、基本的に、今はいいかもしれないけれども、工業団地ができたりなんかして税収増が望めたり何だりかんだりがあるけれども、大変。最終的には、君らは給料もらえるかもしれない。これからの職員が、年々歳々退職金は減ってきているんでしょう。下手したら年金まで下がるからね、気をつけないと。後輩のことを考えて、やっぱりその辺のところをきちんとしてもらいたい。

私は正直言って悔しくてしょうがない。10年も20年も前から、こうしたほうがいいよ、ああしたほうがいいよと言っていながら、結局は出てきたお答えが5億円。市の起債から何かすると2億円も一般市税から出るわけだ、5億円に対して。ある塗装業者が言っていたんだよ、二、三千万円ならできるって。10年、20年前にやっておいたほうが、あれ駄目になっちゃうよ、恐らく。屋根も恐らくふき替えになっちゃうよ。だから、その辺が何か笠間市の場合、金額をでかくして、箱物の発注の金額をでかくしたくてうっちゃっとくと思うんだよな。そういうふうに思われるような、邪推をすればだよ。だから、そういうことがないように頼むよ。お願いします。一応、地元小学校だから反対したいんだけど、反対はしません。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時22分再開

○坂本委員長 休憩を取り戻し会議を再開します。

大貫委員。

○大貫千尋委員 北川根小学校は床が大分傷んでいるんだけど、床は直すのは入っているのかな、設計に。入っている。

○仁平学務課長 入っております。

○大貫千尋委員 そうすると、中も外もきれいになるということだね。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 床のほうは校舎内の一部でございまして、やはりゆがんでいるところとかを重点的にやるんですけれども、そのほか、外壁のほうも併せて工事のほうは実施いたします。

○大貫千尋委員 電気も。

○仁平学務課長 電気も全部LED化させていただいて。

○大貫千尋委員 よろしくをお願いします。

○坂本委員長 では、ほかに質疑ありますでしょうか。

村上委員。

○村上寿之委員 これ今、北川根小学校でこういう話が出たんだけど、現実、笠間市内には11校の公立学校があると思うんだけど、北川根小学校と同じように、これから、このぐらいのお金をかけて直さなくちゃならないというような学校は現実あるんですか。そのところちょっと1点。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 本市におきまして、校舎の長寿命化計画というのを策定しております。そちらの計画の中で、この健全度順に順位づけというのをさせていただいております、一番健全度が低かったのが北川根小学校ということで、今回の工事になります。その次に、岩間二小であるとか笠間小学校であるとかという順位づけというのはさせていただいております。

以上です。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 結局、そういう順位があるのは、それは構わないんだけど、現実、順位づけで北川根小学校と同じぐらいの規模の工事をしなくちゃならないという可能性というのは、その順位したランキングごとにあるんですか。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 今回、北川根小学校もそうなんですけれども、国の方針で、長寿命化計画ということで、現時点で進めているところでございます。

この長寿命化計画なんですが、建築後20年以上40年未満の校舎が対象の予防改修という部分と、建築後40年以上の校舎が対象の長寿命化事業という二つがございます。現在行っているのは、前段のほうの予防改修というところでございまして、それとこの長寿命化事業を組み合わせると80年もたせるというような形ですので、ほかの学校につきましても、先ほど話した予防改修ということで、40年未満でありますので、そちらのほうから順次、工事を実施していく予定でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 そうなると、やっぱり工事を実施していくということになると、やはりこんな5億円もかかるような工事になるような可能性というのはあるんですか。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 今のところ、うちのほうで積算しているのがやはり5億円以上というのは見込んでおります、概算ですけれども。校舎の広さにもよりますけれども、それによって、場合によって10億円であるとか。ただ、事業の予防改修という方式については、その形で進めていくような形でございます。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時27分再開

○坂本委員長 では、休憩を解き会議を再開します。

ほかに。

大貫委員、マイクをお願いします。

○大貫千尋委員 学校施設なんだけれども、今、私もさんざん言って、トイレは直してもらった、エアコンをつけてもらったけれども、トイレの便座、男子トイレは構わないから女子トイレだけでも、何て言うの、ウォシュレットと温座。

○仁平学務課長 暖かいやつ。

○大貫千尋委員 あとやっぱり、あれ女性なんかの場合、ある程度の年齢になるとあるでしょう、女性特有の。やっぱりビデがあるのとないのでは全然違う。だから、それを早急に、子どもたちが宝と思うんだったならばやってください。やってくれなければ、あなた方はうそつきだと言って歩くから。市長はじめ市役所の職員の方々はうそつきです、子どもたちを宝物だとは思っていませんよ。いや、ほとんどの家庭であるでしょう、今。これ至急考えてもらいたい。

○坂本委員長 では、要望ということでよろしいでしょうか。

○大貫千尋委員 課長、在任中実行してください。できない場合は引継ぎをお願いします。

○坂本委員長 ほかに質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

次に、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。
提案者の説明を求めます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、
学務課所管の主な予算を御説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正です。

学務課関係は、下から三つ目の笠間小中学校スクールバス運行業務委託であり、来年4月からの業務が開始できるよう本年度内に契約を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

委託する業務の内容でございますが、笠間小学校及び笠間中学校の登下校時におけるスクールバス運行に関わる業務であり、期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とし、限度額を7億900万円とするものでございます。

次に、歳入です。

16ページをお開き願います。

一番下の表で下から三つ目でございますが、18款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金、1節教育振興費寄附金100万円の増額は、昨年度、宍戸小学校の教育振興のためにと寄附を頂いた水戸市在住の方が、本年度も宍戸小学校の教育振興のためにと御寄附頂くものです。

歳入については以上でございます。

次に、45ページをお開きください。

歳出になります。

上から四つ目、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、17節備品購入費238万7,000円の増額は、令和7年度に市内小中義務教育学校で新たに自転車通学を始めるために、児童生徒が使用する通学用ヘルメットを購入するものでございます。

次に、その下の表で、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費です。修繕料588万5,000円のうち473万6,000円は、稲田小学校体育館の雨漏り、友部小学校校舎1階の廊下や階段、踊り場の雨漏り、岩間第一小学校の屋外階段や屋外トイレなどの修繕でございます。

次に、一つ下、2目教育振興費、14節工事請負費115万5,000円は、先ほど歳入で御説明いたしました寄附金を財源としまして、宍戸小学校体育館ステージのどんちょう修繕工事となっております。

次に、一つ下、3目学校建設費、14節工事請負費1,105万1,000円は、友部小学校と岩間第一小学校の校長室や職員室、保健室の空調機器故障や老朽化に伴いまして更新工事を行

うものでございます。

次に、表の一番下になりますが、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費です。修繕料810万9,000円のうち731万8,000円は、友部中学校体育館や校舎2階、3階の階段踊り場の雨漏り、岩間中学校の昇降口タイルの修繕、みなみ学園義務教育学校校舎てっぺんにあります時計台の修繕と、緊急時の修繕料となっております。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりました。

続いて、おいしい給食推進室長石井 謙君、お願いします。

○石井おいしい給食推進室長 続きまして、おいしい給食推進室関係の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出になります。

45ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料588万5,000円のうち114万9,000円は、稲田小学校の昇降機の修繕工事の経費となります。

その下になります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料810万9,000円のうち79万1,000円は、友部第二中学校の昇降機の修繕工事の経費となります。

続きまして、48ページになります。

9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、8節旅費、普通旅費2万2,000円は、研修会等の旅費となります。

その下になります。

10節需用費、修繕料482万7,000円は、コンテナ修繕が主なものとなります。

その下になります。

17節備品購入費55万円は、食缶の購入費となります。

ページ戻りまして、7ページになります。

第2表、債務負担行為補正でございます。

下段になります。

笠間学校給食センター調理業務委託及び岩間学校給食センター調理業務委託につきましては、本年度内に委託業者を選定し準備を進める必要があるため、業務に関する債務負担行為を設定するものです。

笠間学校給食センター調理業務委託は、笠間給食センターの調理委託業務となります。期間を令和7年度から令和9年度の3年間とし、限度額を2億5,150万円とするものです。

下段、岩間学校給食センター調理業務委託は、岩間給食センターの調理委託業務となります。期間を令和7年度から令和9年度の3年間とし、限度額を1億5,450万円とするものです。

説明は以上です。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 45ページなんですけれども、備品購入費で食缶の購入費というふうな話したと思うんですけれども、すみません、食缶というのがちょっと分からなかったので、教えてください。

○坂本委員長 石井室長。

○石井おいしい給食推進室長 食缶につきましては、給食で使う副菜を入れる金属の入れ物になります。これぐらいの、何ていうんでしょうか、ちょっと表現難しいんですけれども、パッキンをして持ち運ぶものでございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時43分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長山本哲也君。

○山本生涯学習課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）における生涯学習課所管分の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

14ページを御覧ください。

15款国庫支出金になります。

ページの上から5段目になります。

6目教育費国庫補助金の補正額921万2,000円の増は、5節保健体育費補助金で、笠間スポーツコミッション事業に係るスポーツ庁所管の補助金の交付決定により計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

46ページを御覧ください。

9款教育費は、表の一番上、1目社会教育総務費でございます。

10節需用費72万円の増は修繕料で、筑波海軍航空隊記念館の浄化槽につながる污水排水ポンプが老朽化により故障したため、交換に要する経費を計上するものでございます。

その下、18節負担金補助及び交付金の50万円の増は、咸臨丸サミットの負担金で、笠間市の偉人小野友五郎を広く顕彰するため、小野友五郎を伝えていく会との共催事業として、咸臨丸サミットを開催するための経費でございます。

続きまして、47ページを御覧願います。

1目保健体育総務費の補正額502万7,000円の増のうち、主なものは、ページ中ほどの18節負担金補助及び交付金の142万7,000円の増で、先ほど歳入で説明いたしましたスポーツ庁所管の補助金の交付決定に伴い、スケートボード大会等の動画作成など、スポーツコミッション事業を拡充するための経費でございます。

その下、2目体育施設費、補正額74万円の増は、10節需用費の修繕料で、総合公園多目的広場内のフェンスが強風による倒木で破損したため、計上するものでございます。

説明は以上になります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 47 分休憩

午前 10 時 47 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院経営管理課が所管いたします議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤経営管理課長 市立病院斎藤です。よろしくお願いいたします。

議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。20番の資料になります。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

第1款病院事業収益に213万6,000円を追加し、総額を8億8,397万5,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用に1,961万7,000円を追加し、総額を10億82万円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費でございます。

第4条は、他会計からの補助金でございます。

続きまして、収入及び支出につきまして主なものを補正予算に関する明細書で説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、3目その他の医業収益の116万1,000円の増は、休日・夜間診療負担金の増額でございます。オンライン資格確認システム関係に伴う負担金でございます。

第2項医業外収益、5目その他の医業外収益の97万5,000円の増は、電子処方箋管理サービス等関係補助金の増額でございます。電子処方箋導入に伴う補助金になります。

続きまして、12ページを御覧ください。

支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費1,427万円の増は、職員採用を含む

人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

3目経費の534万7,000円の増は、各種システム導入等に伴うものでございます。

まず、11節賃借料の48万円の増額は、勤怠給与システムと情報共有システムの利用料でございます。次に、13節委託料の482万6,000円は、各種システムの保守点検委託料75万2,000円と、電子処方箋システム構築業務及び平日夜間・日曜初期救急診療のオンライン資格確認システム構築の委託料407万4,000円でございます。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部社会福祉課が所管いたします議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、社会福祉課所管分について、主なものを御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

13ページをお開き願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、4節生活保護費負担金140

万円は、前年度事業費の精算に伴う不足分について収入するものでございます。

次に、歳出でございます。

26ページをお開き願います。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費、22節の償還金利子及び割引料134万1,000円のうち87万6,000円は、生活困窮者自立支援相談支援事業住居確保給付金に係る前年度精算金を返納するものでございます。

次に、28ページでございます。

2目障害福祉費、22節償還金利子及び割引料4,269万8,000円につきましては、障害者自立支援給付事業など、前年度精算金を返納するものでございます。

続いて、6目社会福祉費、14節工事請負費74万6,000円は、いこいの家はなさかの入浴設備において、お湯をためておく貯湯槽の機器に一部老朽化により交換が必要となりましたので、その費用を計上するものです。

続いて、32ページでございます。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、22節償還金利子及び割引料7,779万7,000円は前年度生活保護費などの精算金に伴う返納金でございます。

以上で説明を終わりにいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課が所管いたします議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算

(第3号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算(第3号)のうち、高齢福祉課所管分について、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

17ページをお開き願います。

中段でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金6,971万8,000円の増額は、前年度の介護給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金等の確定に伴う精算金を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

26ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料134万1,000円のうち、27ページを御覧いただき、一番上でございます。低所得者保険料軽減負担金精算返納金1万1,000円の増額は、令和5年度の精算に伴い、低所得者保険料軽減負担金の国県負担金を返還するものでございます。

次に、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金392万1,000円の減額のうち207万円の減額は、人事異動に伴う一般給与費分の218万円の減額と、制度改正による介護保険システム改修に伴う一般事務費11万円の増額でございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第1号)の審査を行

います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,431万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,531万4,000円とするものでございます。

介護保険特別会計のうち高齢福祉課所管分の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6ページをお開き願います。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険事業費補助金、1節介護保険事業費補助金11万円の増額と、7ページをお開きいただきまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金11万円の増額は、介護保険システムの改修に伴う費用の2分の1相当額を国と一般会計からそれぞれ収入するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1億7,685万6,000円の増額は、令和5年度の精算によるものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお開き願います。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、12節委託料、システム改修業務委託料22万円の増額は、制度改正に伴い、介護認定審査会のデータを管理するシステムを改修するものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金、利子及び割引料1億636万7,000円のうち1億230万2,000円の増額は、令和5年度の精算に伴い介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担金、県負担金等を返還するものでございます。

次に、4項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金6,971万8,000円のうち6,816万2,000円の増額は、令和5年度の介護給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金等の精算に伴うものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 12 分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域包括支援センターが所管いたします議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、地域包括支援センター所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

17ページをお開き願います。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護サービス事業特別会計繰入金292万7,000円は、介護サービス事業特別会計の令和5年度分精算金を繰り入れるものでございます。

続いて、歳出でございます。

27ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金のうち介護保険特別会計繰出金199万円の減額及び介護サービス事業特別会計繰出金3万5,000円の増額は、どちらも人事異動に伴う人件費分の金額変更でございます。

また、地域支援事業繰出金、介護予防費7,000円、包括的支援事業・任意事業13万2,000円については、後ほど特別会計において御説明をいたします歳出増額の法定負担割合分を、一般会計より繰り出しをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）のうち、地域包括支援センター所管分について御説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

初めに、歳出の主なものでございます。

後ほど歳出項目において御説明をいたしますが、今回、一般介護予防事業費及び包括的支援事業任意事業費におきまして増額計上をしており、それに伴い、3款国庫支出金から7款の繰入金において、それぞれの法定負担割合に応じた収入を計上しております。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金1万1,000円、その下、3目26万4,000円、続いて、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金1万6,000円、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金7,000円、その下、2目地域支援事業交付金13万2,000円、続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金7,000円、その下、3目地域支援事業繰入金13万2,000円が、それに当たる収入でございます。

次に、歳出の主なものでございます。

9ページをお開き願います。

4款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費6万2,000円は、介護予防運動教室事業等に係る諸経費を計上したものでございます。

次に、3項包括的支援事業・任意事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費54万8,000円のうち、13節使用料及び賃借料8万3,000円は、地域包括支援センターの執務室移転に伴い、複合機のリース契約の変更をしたものでございます。

以上で議案第64号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 議案第65号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ296万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2,396万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書より御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございします。

6ページをお開き願います。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金292万6,000円につきましては、令和5年度精算に伴い、繰越金を収入するものでございます。

続いて、歳出でございします。

7ページをお開き願います。

3款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金292万6,000円は、令和5年度精算分後、一般会計に繰り出すものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分休憩

午前 11 時 21 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることから、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページをお開き願います。

第13条中、「法」を「国民健康保険法（以下法という）」に、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を、「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

2ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年12月2日から施行するものです。

最後に、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前にした行為、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお

従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）保険年金課所管分について御説明いたします。

初めに歳入につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

15ページをお開き願います。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節医療福祉費補助金166万8,000円の増額は、前年度実績に伴いまして、医療費精算分と事務費精算分の県補助金を歳入するものです。

次に、17ページをお開き願います。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目1節後期高齢者医療特別会計繰入金162万5,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計の前年度繰越金を歳入するものです。

次に、歳出になります。

26ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ページを返していただきまして、27ページとなります。27節繰出金のうち61万8,000円の増額は、人事異動等に伴う人件費分を国民健康保険特別会計繰出として補正するものです。

以上で、議案第61号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ75億6,136万7,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

初めに、歳入となります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目社会保障・税番号制度システム整備補助金176万円の増額は、12月2日より被保険者証が廃止されることに伴いまして、資格確認書の発行及び利用登録解除等のシステム改修費等に係る国庫補助金を歳入するものです。

次に、6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金2,380万3,000円の減額は、前年度繰越金確定に伴いまして、財政調整基金の繰入金額を減額するものです。

次に、7 款1 項1 目繰越金2,439万4,000円は、前年度からの繰越金となります。

次に、7 ページをお開き願います。

歳出となります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費305万円の増額は、12月2日から被保険者証が廃止されることに伴いまして、資格確認書の発行及び利用登録解除等のシステム改

修業務の委託費が主な補正内容となっております。

次に、1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費72万6,000円の減額は、共同収納手数料負担金の確定に伴いまして、減額補正するものでございます。

次に、8 ページをお開き願います。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金48万5,000円の増額は、前年度実績に伴いまして国庫返納金を補正するものです。

以上で、議案第62号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,562万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入となります。

6 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目繰越金162万5,000円の増額は、前年度繰越金を歳入するものです。

次に、歳出となります。

7 ページをお開き願います。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金162万5,000円の増額は、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものです。

以上で、議案第63号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 1 分休憩

午前 1 1 時 3 2 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課が所管いたします議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）健康医療政策課所管分の補正予算について御説明させていただきます。

歳入の補正はございませんので、歳出について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、タブレット33ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、10 節需用費印刷製本費は、12 月より運用開始予定の選定療養費徴収に伴いまして、普及啓発のためのシール等の作成費用として30万9,000円を計上してございます。

13 節使用料及び賃借料は、複合機のリース料といたしまして 5 万5,000円を計上してございます。

次のページ、34ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金209万2,000円は、市立病院が実施している休日・夜間診療におけるマイナンバーカードリーダー設置に伴う負担金として116万1,000円、医療費助成（マル福）の資格確認のオンライン化の先行自治体として採択を受けたことから、市民の利便性向上のため、医療機関等が行うレセプトコンピューターの改修費用の一部を、補助金として49医療機関分93万1,000円を計上しております。

続きまして、2目の予防費になります。12節委託料は、健診予約システム管理業務委託料の増加分として24万2,000円を計上しております。

以上が補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども部こども政策課が所管いたします議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども政策課長根本由美君。

○根本こども政策課長 こども政策課の根本でございます。よろしくお願いいたします。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のこども政策課所管分について御説明申し上げます。

初めに歳入について、事項別明細書より御説明いたします。

14ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3項衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金57万1,000円につきましては、妊娠出産包括支援に関する費用を増額補正する分に対して、国の補助金母子保健衛生費国庫補助金を収入するものでございます。事業内容については、歳出のほうで御説明申し上げます。

続きまして、16ページをお開き願います。

18款寄附金、1項寄附金、4目民生費寄附金、1節児童福祉費寄附金100万円につきましては、困難な課題を抱える子どもたちへの寄附金を受け入れたものでございます。使い道につきましては、今後事業化して予算立てしていく予定でございます。

歳入についての説明は以上でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

34ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費、12節委託料114万3,000円、産後ケア委託料の増額補正についてでございます。こちらの産後ケア事業は、年度当初の利用者数は30件を見込んでいましたが、利用者数の増加により15件分を追加するもので、先ほど説明しました国庫補助金を財源とした事業になります。

事業内容は、出産して退院直後において心身が不安定になる時期に、産婦を対象に心身のケアや育児サポートなどのきめ細かい支援を行うとともに、休養する時間を提供することにより、安心して子育てができるよう支援するものでございます。

利用方法は、宿泊して支援を受ける宿泊型、宿泊しないで日中に支援を受けるデイサービス型、産婦人科のスタッフが利用者宅を訪問して支援を行うアウトリーチ型の3種類がありまして、医療機関への委託により実施しております。今年度7月末補正予算要求時点で、宿泊型が7件、デイサービスが2件、アウトリーチ型が1件の利用申請でございました。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 さっきの最後の話なんですけれども、聞きそびれてしまって、ちょっと確認で、宿泊型とアウトリーチ型と、あと何型でしたっけ。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 宿泊をしないで、日中支援を受けるデイサービス型です。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 まず、宿泊型が7件、デイサービス型が2件、アウトリーチ型が1件。そこで、これ私個人的なんですけれども、アウトリーチ型はすごくいいなというふうに思ったんですけども、今の説明だと、アウトリーチ型というと、産婦人科の先生がうちに行って、その人を診てくれるという感じのことですよ。そのパターンは、これは自分で決められるんですか。それとも、その症状によってそういうふうに振り分けられるんですか。その部分ちょっと聞きたいんですけれども。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 以前は支援を必要とする産婦の方だけの対象だったんですけれども、令和5年度から利用者枠が拡大しまして、そういう支援を希望する産婦の方は全員が対象となっております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 全員が対象で、特にアウトリーチ型はすごくいいななんていうふうに思うんですけども、アウトリーチ型でやってくれと言われたら、全てアウトリーチ型で産婦はできるんですか。

○根本こども政策課長 希望される方が全員。

○村上寿之委員 例えば、アウトリーチを希望すると言ったら、これ例えば宿泊型だったら7件と言ったじゃないですか。アウトリーチ型が1件しかいないと言うんですけども、俺的には、来てもらって、産婦人科の先生にいろいろなそういう指導を得られるのであれば、アウトリーチ型はすごくいいなというふうに感じたんですけども、その部分に対して1件しか結局申込みが、希望がないという部分というのは、もうちょっと希望があってもいいのかなというふうに思うんですけども、その宿泊型というのもいいから7件というふうにあるんですけども、このアウトリーチ型を進めるということは役所ではしないんですか。そういうことはあくまでも希望だから、もうその産婦に任せるということになってしまいうわけなんですか。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 そうですね。産婦の御希望によって種類を選んでいただく。傾向としては、やはり産婦人科に滞在して、ずっと赤ちゃんのケアをしてもらったり、自分のケアをしてもらったりと、家ですとどうしてもほかのこともやらなくてはいけないけれども、宿泊型だともうそれを一切やらないで、そちらに休養する時間を得られるということで、そちらのほう希望者は多いです。

○村上寿之委員 分かりました。参考になりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかに。

副委員長。

○田村幸子委員 今の同じ質問なんですけれども、今最後に、宿泊型とデイサービス型とアウトリーチ型の希望者の人数が出ましたが、30件今までの実績としてあるということな

んですが、こちらの内訳とかは、分かりましたら教えていただけたらと思います。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 30件は予算要求をするときの件数なので、ちょっと多めにとか、少し上乗せしている件数なんです。実際の件数でしたら、実績のほうで、デイサービス型が延べ件数で2件、宿泊型が延べ件数で11件です。アウトリーチは今年から始まった事業ですので、去年はゼロ件でした。

○坂本委員長 副委員長。

○田村幸子委員 今、宿泊型は宿泊先が受入れが広がっていますよね。前回までは水戸だけだったので、多分使用される方も少なかったと思いますが、何か今すごくたくさんの方が利用されるようになって、この制度の効果があるのかなあと思いましたので、非常にいい取組をさせていただいているのかなと思います。何か課題とかはありますか。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 田村委員がおっしゃったとおり、以前5件、去年は5施設だったのですが、今年は広まって7施設、さらに市内の根本産婦人科が契約を結んでくれたので、かなり利用はしやすくなったと思います。

課題としましては、人数の見込みがなかなか難しくて、なので今回のようにちょっと増額をするような。というのは、多分制度が認知されてきて、広まってきて利用する方もどんどん増えてきているので、伸び傾向なんですけど、ちょっとその見込みがなかなか難しいところはあります。

○坂本委員長 副委員長。

○田村幸子委員 急激な、やはり不安定になられたりとか体調が不良になったりとかというのは、そのときそのときによって違いますから、でも、そのように増額をして確保していただけるということは、何か利用できる可能性があるということなのでありがたいと思います。また今後もよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 47 分休憩

午前 11 時 48 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども福祉課が所管いたします議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 こども福祉課です。よろしくお願いいたします。

議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、小規模保育事業所等における職員の配置基準の改正を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3 ページをお開き願います。

第29条第2項第3号及び第4号の改正は、小規模保育事業A型における保育士の配置基準のうち、満3歳以上満4歳に満たない児童の配置基準を20対1から15対1へ改正し、また、満4歳以上の児童の配置基準を30対1から25対1へ改正するものでございます。

次に、第31条第2項第3号及び第4号の改正は、小規模保育事業B型における保育従事者の配置基準のうち、満3歳以上満4歳に満たない児童並びに満4歳以上の児童の配置基準を同様に改正するものでございます。

4 ページをお開き願います。

次に、第44条第2項第3号及び第4号、並びに第47条第2項第3号及び第4号の改正は、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における保育士等の配置基準のうち、満3歳以上満4歳に満たない児童、並びに満4歳以上の児童の配置基準を同様に改正するものでございます。

2 ページにお戻り願います。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 保育所の20人を15人、30人を25人とかって、中身をこうするんだと。保育料、市の負担、いっぱいかかるのか。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 まず、今回の改正に伴う笠間市の保育料の改定ですとか、あとは保育所のほうに支払いをしています施設の給付費と、その辺の負担は変わるものではございません。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 負担は変わらないけれども、結局人数を超えた場合、保母1人、保父。

○坂本委員長 保育士ですね。

○大貫千尋委員 保育士増やさなくちゃならない。だから、法律が変わるのはいいんだけど、保育所の負担が多くなる場合はどうなの。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 今回の改正は、保育士の配置について、最低基準の部分の改正でございます。市内の保育施設見ましても、ほとんどの施設で最低基準で施設運営をされているところはなく、やはりもう既に、配置をちょっと増やして手厚い保育のほうをしている状況ですので、今回の改正で難しいことがあるということはないと考えております。

○大貫千尋委員 了解しました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のこども福祉課所管分について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

初めに、各小学校に併設しております公設児童クラブについて、上から３段目の稲田小児童クラブ運営業務委託から５段目の大原小児童クラブ運営業務委託までの３件でございますが、令和６年度で業務委託期間が終了することに伴いまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、令和７年度から令和９年度までの３年間の委託料をそれぞれ計上し、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、１段下のファミリーサポートセンター運営業務委託でございますが、ファミリーサポートセンターは、登録会による子育て援助活動のマッチングや連絡調整、また、会員に対する講習会の実施などが主な業務であり、民間事業者への委託により運営しておりますが、令和６年度で業務委託期間が終了することに伴いまして、本年度中に契約事務を進める必要がありますことから、令和７年度から令和１１年度までの５年間の委託料１,９１０万円を計上し、債務負担行為を設定するものでございます。なお、委託事業者の選定につきましては、適切な事業運営が見込める事業者を公募型プロポーザル方式によりまして選定してまいります。

続きまして歳入について、事項別明細書により主なものを御説明いたします。

１３ページをお開き願います。

１５款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、３節児童福祉費負担金２,４５８万２,０００円は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び児童扶養手当負担金の過年度分の実績額確定に伴う追加交付分でございます。

次に、一番下の段になります。

２項国庫補助金、ページを返していただきまして、１４ページの上から２段目にあります２目民生費国庫補助金、３節児童福祉費補助金８０１万円のうち、子ども・子育て支援交付金（延長保育）６０万円から子ども・子育て支援交付金（一時預かり）９９万９,０００円までの３件につきましては、主に国の補助基準額の改正に伴う増額分でございます。また、その下の、子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化）４８５万円につきましては、児童手当の制度改正に対応するためのシステム改修費など、事務費に対する１０分の１０の国庫補助金でございます。

１５ページをお開き願います。

中段になります。

１６款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金、５節児童福祉費補助金３１６万８,０００円のうち、子ども・子育て支援交付金（延長保育）から子ども・子育て支援交付金（一時預かり）までの３件につきましては、国庫補助金と同様に、主に補助基準額の改正に伴う増額分でございます。

続きまして歳出について、事項別明細書により主なものを御説明いたします。

２９ページをお開き願います。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、１８節負担金補助及び交付金１,３１７

万9,000円のうち、一時預かり保育事業補助金299万7,000円につきましては、国の補助基準額の改正に伴う増額分と、新たに一時預かり保育を実施する施設1施設への補助を計上するものでございます。

ページを返していただきまして、30ページの上段になります。

放課後児童健全育成事業補助金331万7,000円と、延長保育事業補助金180万円につきましては、国の補助基準額の改正に伴う増額分を計上するものでございます。

また、その下の在宅育児応援金につきましては、妊娠出産に伴い、仕事を離職または休職し在宅で育児をしている方のうち、育児休業給付金等の支給を受けることができない方を対象に、乳児1人当たり20万円の一時金を支給する事業でございますが、申請者の数が当初の見込みを上回ることから、今回500万円を増額するものでございます。

次に、22節償還金、利子及び割引料1,385万6,000円は、子ども・子育て支援交付金や、子育てのための施設等利用給付費、また子育て世帯生活支援特別給付金などにつきまして、各事業の前年度実績額の確定に伴い、超過交付となった国庫補助金等を返納するものでございます。

31ページをお開き願います。

一番下の段になります。

4目児童手当費、12節委託料330万円は、児童手当の制度改正に対応するための事務費としまして、システム改修業務委託料を計上するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

○村上寿之委員 30ページの在宅育児応援金の件でちょっとお聞きします。500万円の補正になっているんだけど、これはどういう人が、受けられる人と受けられない人の差はどのようなところか、ちょっと教えてください。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 対象者の要件としましては、これまで就労されていた方、仕事に就かれていた方が、妊娠、出産、育児を機に離職されまして、在宅で育児をされている方になります。かつ、育児休業給付金等の公的な給付を受けることができない方、要するに、今まで家計のために仕事に就いて就労収入を得ていた方が、妊娠出産を機に仕事から離れることになり、就労収入が途絶えてしまい、さらには育児休業給付金等、そういった給付金も受けられず、無収入状態で在宅で子育てをする方を支援しようということで、令和5年度から始めた事業です。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 当初何人ぐらい見込んでいたのですか。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 昨年度は、新規で始める事業ということで、正確に人数を見込むことが難しかったのですが、昨年度60人見込みでやったところ、令和5年度の支給実績が22名でした。令和5年度の実績を参考に、令和6年度予算を組む際に、今年度は25名で予算のほうは、当初予算は作成したのですが、4月以降支給をしてみましたら、当初の見込みより申請者の数が多くて、このままだと年度の途中で予算のほうは不足する見込みということで、今回、増額補正のほうをさせていただいております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 何て言っているのかちょっとあれなんだけれども、去年は22名だったんですね、その対象者が。25名に今年は対象者を絞って、最初一般会計に上げて、補正を今度500万円を出してきたんですけれども、何でそんな、増えた要因は何なんですか、これ。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 何かこう特別増えた要因があるのかと言いますと、そういうことではないのかなと思ってしまして、単に私たちの当初の見込みがちょっと弱かったのかなと。

○坂本委員長 部長。

○深澤こども部長 この事業自体が昨年度からの事業になります。昨年度から実施してきて、市民の方に周知がされてきて、こういう補助があるというのがある程度市民に浸透されてきて、申請が増えているというふうに考えてはいます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 では、去年は初めての事業だから分からなかったということで、もらえなかった人もいるようなことというのも考えられるんですか、そうすると。

○坂本委員長 宮本課長。

○宮本こども福祉課長 いえ。この事業につきましては、まず広報の仕方としましては、広くはホームページとかそういったところで広報していますが、市民課の窓口に出生届に来られた方は、うちのこども福祉課のほうには児童手当の手続なんかもありますので、出生届の後、お寄りいただきます。その際に、この在宅育児応援事業の案内も個別にしておりますので、これは事業開始した昨年度から、昨年度の頭から個別の案内もしておりますので、申請漏れによりに受けられるはずだった方が受けられなかったと、そういったことはないと認識しております。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後零時04分休憩

午後零時10分再開

○坂本委員長 休憩を解き、会議を再開します。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時いたします。執行部の皆様、ご退席ください。

午後零時 11 分休憩

午後零時 12 分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。

では次に、請願の審査に入ります。

付託された請願について、1 件ずつ審査を行います。

まず、請願第 6－1 号、脳脊髄液減少漏出症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願の審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

午後零時 13 分休憩

午後零時 13 分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

配付資料を御覧いただきまして、請願の内容について御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑、意見等を終結し、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を採択とすべきとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○坂本委員長 ありがとうございます。全会一致ということで、本件は採択とすべきとすることに決定いたしました。

次に、ただいまの請願が本会議において採択になった場合、国に意見書を提出しなければならないため、ここで意見書（案）の提出について御協議いただきたいと思います。

事務局から意見書案をアップロードしますので、タブレットの更新ボタンを。では、更新ボタン、右上の矢印ぐるぐる、丸くなっているものを……入りましたか。6－1意見書案が、6－1の上に入りましたか。よろしいでしょうか。

では、この意見書の内容の確認をいたします。こちらは1度、読み上げをしたほうがよろしいですかね。

では、事務局お願いします。

○上馬議会事務局係長 では、事務局より意見書の案を読み上げさせていただきます。

脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等求める意見書

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外交に漏れ出す、または脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては、交通事故、転倒、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われています。

さらに、原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や、起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性があります。この病気は通常の検査では診断ができず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。

茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が現在まで在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため、通院のための長時間の移動は非常に厳しくつらいのです。その上、この病気の大変なところは、完治がなく長期間において症状が続く、長期的ケアが必要です。唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では、保険適用で長期間にわたり病態などをきちんと検査できる医師が在籍する医療施設がありません。脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性の患者です。難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬はなく、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性患者を

救済するために、新しい治療の研究、そして難治性患者の難病指定を望みます。難治性患者そして患者家族も限界です。

こうした観点から、国及び県におかれましては、脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され、医療体制を改善できるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、厚労省には国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療法の開発研究をし治療体制を整えること。

2、難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること。

3、茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を1か所確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

日付につきましては、本会議最終日で採択された後に記載させていただきます。

茨城県笠間市議会議員 大 関 久 義

提出先は記載のとおりです。

以上です。

○坂本委員長 ただいま朗読、読み上げがありましたこの意見書（案）について、御意見がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、お諮りいたします。

請願が本会議にて採択となった場合、今読み上げました意見書（案）のとおり、委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、請願が本会議にて採択になった場合は、委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

なお、議案書の作成については、委員長、副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。

それでは次に……傍聴は継続されますか。大丈夫ですか。

それでは次に、請願第6－2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

午後零時18分休憩

午後零時18分再開

○坂本委員長 では、休憩を解き会議を再開します。

配付資料を御覧いただきまして、請願の内容について御意見等ございましたらお願いし

ます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、異議なしというお声がありましたので、質疑を終了いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を採択とすべきとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択すべきとすることに決定いたしました。

ただいまの請願が本会議において採択になった場合の意見書（案）について御協議をいただきたいと思います。

またここで事務局より意見書（案）をアップロードしますのでお待ちください。

では、更新ボタンをお願いします。病院会計補正予算の下に入りましたね。では、こちらの内容につきましても、事務局より読み上げをお願いします。

○上馬議会事務局係長 それでは、意見書（案）を読み上げさせていただきます。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引下げられてはいるものの、小学校にとどまることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かな教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識

され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

日付については先ほどと同様です。

茨城県笠間市議会議長 大 関 久 義

提出先は記載のとおりです。

以上です。

○坂本委員長 それではお諮りいたします。

請願が本会議にて採択となった場合、意見書案のとおり、委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、請願が本会議にて採択になった場合は、意見書（案）のとおり、委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

なお、議案書の作成については、委員長副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。では、そのように決したいと思います。

以上で、教育福祉委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告いたします。なお、報告書の作成については、委員長、副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議がありませんので、そのように決したいと思います。

○坂本委員長 そのほか何かございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 意見書提出するときに、学校教育費の充実、要望してください。

○坂本委員長 教育委員会に対してのところでね、分かりました。

私の委員長報告のところで言うてくださってことですね。

○大貫千尋委員 そう。委員長報告でね。

○坂本委員長 はい、ありがとうございます。分かりました。

それで皆さんもよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、以上で教育福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時 23 分閉会